バイクも保険の対象
自賠法改正　十月から強制加入

六月二十九日に自動車損害賠償保障法（略称自賠法）の改正法および自賠法施行令の改正法令が公布施行されました。

これは、近年、自賠法の対象外であった原動機付自転車による事故の被害者が増大しているためこれらの被害者に対しても自動車事故による被害者と同様の保護を与えることなどの改正を行なったもので、そのおもな内容は次のとおりです。

一、原動機付自転車というのは、道路運送車両法に規定されているもので総排気量百二十五CC以下の二輪車等をいいますが、これが新たに自賠法の対象に加えられることになって次のようになります。

(1)原動機付自転車を運行の用に供する者が人身事故を起こした場合には自賠法第三条に規定する無過失責任に近い損害賠償責任を負うことになります。

(2)原動機付自転車についても責任保険に加入しなければ運行することができなくなり、違反者は六カ月以下の懲役、または五万円以下の罰金に処せられます。

(3)原動機付自転車にひき逃げされた場合、または無保険の原動機付自転車によって損害を受けた場合は、政府の保障事業による救済を受けることができるようになります。

原動機付自転車についての責任保険は八月一日から始まっていますが、九月三十日までは準備期間で任意加入とし強制実施となるのは十月一日からです。

また原動機付自転車について政府の保障事業が開始されるのは十月一日からです。

二、保険金支払限度額が変更された場合、限度額が新契約と旧契約とによって二本建となることを防ぐため必要な措置を定めることができるように改められました。

これによって改正法と同時に公布された政令で、保険金支払限度額が死亡百万円→百五十万円死亡に至るまでの傷害三十万円→五十万円、傷害三十万円→五十万円、後遺障害五万円～百万円→七万円～百五十万円に改められましたが、この改正はすでに結ばれている契約についても適用され七月一日以後におこった事故の被害者については保険金支払限度額はすべて改正後の金額となります。

三、農業協同組合および同連合会の行なう責任共済の制度が設けられました。

これによって責任共済の契約を結んだ自動車は責任保険に入らなくとも運行することができます。

責任共済の契約の内容は責任保険の契約と同じです。

四、農耕作業用小型特殊自動車（いわゆる耕うん機）はこの法律の対象から除かれました。

ただし、現在結ばれている契約はその保険期間の終期まで存続されます。

昭和四十二年の歌会始め
詠進歌お題は『魚』

昭和四十二年歌会始めの詠進歌詠進期限が近ずきました。

歌会始めのお題はすでに『魚』と定められていますが詠進要領は次のとおりです。

一、お題は『魚』＝うお＝ですが、歌によむ場合は『さかな』でもよくまた『ぎょ』とよんで魚群と使ったり、タイ、ブリ、サバ、イワシのような個々の魚の名を使っただけでもよいことになっています。

ただし、漁業、漁場のような『漁』の字にあたるものは適当でありません。

二、詠進の方法

1一人一首限りとし、未発表の歌であること。

一人で二首以上詠進したり、すでに発表された歌と同一、もしくはいちじるしく類似した歌を詠進すると失格となります。

なお、詠進した歌が歌会始めの行なわれる日までに新聞、雑誌、その他の出版物、年賀状等により発表された場合にも失格となります。

2詠進の用紙は半紙白紙一枚を用い、毛筆で自書のこと。

ただし、盲人等身体障害者は点字で詠進し、または半紙に他人が代筆してもさしつかえありませんが、代筆の場合はその理由を書いた別紙を添えること。（自分の詠進のほかに盲人等身体障害者でない他人の詠進を代筆すると全部失格になります。）

3書式は、半紙を横に二つ折りにして、右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名（ふりがな）、生年月日、職業を書くこと。

氏名は本名を書き雅号を用いないこと。

職業は具体的に詳しく書くこと（例えば何業、何商、何会社何役等の役職名、官公職名所属部課等）、学生は何学校何学科何学年等、また無職の者（主婦を含む）は元の職業、または世帯主の職業もしくは世帯主の元の職業を具体的に詳しく書いてください。

4詠進の期間は、九月一日から十月十日までとする。ただし郵送の場合は消印が十月十日までのものは有効です。

5宛先は「東京都中央郵便局区内　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えること。

善行者・功労者を表彰
第九回市社会福祉大会で

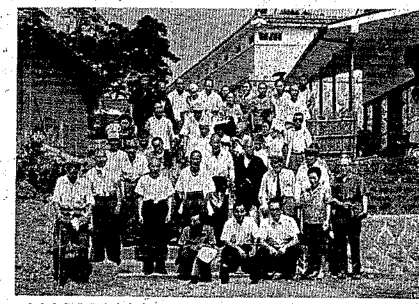

新津の秋葉山へ行って見たい、との希望がかなえられ、村松老人ホームのお年寄り四十名が秋葉城（沢田ミツエ）に招かれ婦人会員（旧四の町）の奉仕や持寄りの余興で楽しい一日を過ごしました

第九回市社会福祉大会は八月三日公会堂で開かれ、次の方々が福祉業事功労者として表彰されました。

◎永年勤続功労者

○民生（児童）委員

中村金吾　山谷町二

○民間児童福祉施設委員

田村隆三、斉藤佐久一　飯柳、海津幸一　東島、明間富佐久　東金沢、松田光一　小口

○民間社会福祉団体役員

太田キミ、渡辺ミイ　中村、木村シン　古津、渡辺ヨシミ　草水、柏森福次　善道町二、槇木喜美雄　本町三

○児童福祉施設職員

岩淵幸子　山谷町一、鷲沢紀子　本町二、菅井エミ子　新栄町

◎社会福祉事業功労者

佐藤勇　中村、加藤秀英　本町三、広瀬弘保　東島、中村作二　塩谷、田辺令三、細川吉英　六郷、鎌田徳太郎　程島、清水ツル　小口、金子清治　川口、太田友一　中村

◎未亡人自立更生者

白沢ハル、佐藤トミイ　新栄町

◎善行者

山口ハル　秋葉、阿達チエ　田家、杉山タケ　東金沢、村木静栄　山先

表彰状をうける福祉功労者

みんなでつくろう
楽しい老後

国民の祝日に関する法律に「敬老の日」（九月十五日）が加えられ、老人の福祉に対する国民の関心は一段と高まってきました。

多年にわたり社会に貢献してきた老人をすべての人が敬愛し、長寿を祝うとともに、老人自らもまた心身の健康を保持し知識と経験を社会に役立てるようにつとめることが必要です。

今年は「敬老の日」が国民の祝日になったことを記念し「みんなでつくろう楽しい老後」をモットーに、老人福祉週間（九月十五日～二十一日）の運動が強力におしすすめられます。

当市では敬老の日に七十五才以上の方に記念品を、八十五才以上の方に金一封を贈ります。

なお、該当者は区長の協力を得て調査中ですが概数は昨年より四十名多い千百六十名余で、うち八十五才以上の方は百十四名です。

秋葉学園を建てよう
心身障害児の保育所

心身障害児のための保育所をつくろうと、秋葉学園建設協議会がさきに有志により設立されましたが、その建設資金にと次の方から芳志がよせられました。（七月三十一日現在）

八百二十三円、川上三太郎単語集発行役員。三万円、秋葉会。三千円、磐田勝弥。千円、金沢町古谷清四郎。二百円、小須戸町吉田健次。百円、金沢町西山定男。千円、新町一主婦。三万円、立正佼成会新津支部。五百円、中沢一主婦。三千円軍恩連新津支部役員一同

千円、日宝町田中忠三郎一万七千円、秋葉会。千円新町鈴木秀男。千二百円県婦人相談員安宅相談員外。四千円、あゆみの会五万円、新町森川勲。五千円、善道町二高塚祐吉千二百円、新潟市松浜町三人の女性（敬称略）

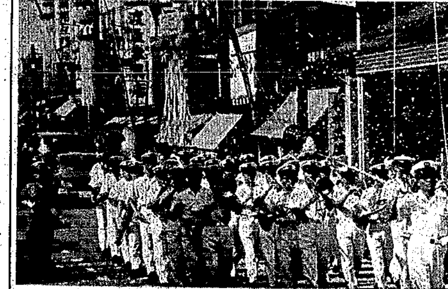

七夕飾りと歓迎の紙吹雪の中を堂々パレードする海上自衛隊東京音楽隊

くらしのメモ
品質表示マークのいろいろ　その②

いろいろな品質表示マークの意味を知っておくと、毎日の買物をするうえで大変役立ちます。

先般（広報一四九号）はジスマークとジャスマークについてご説明しましたが、今回は特殊栄養食品マークとグッドデザインマークを取り上げました。

特殊栄養食品許可証

強化食品に多い特殊栄養食品マーク

このマークはJASマークの横などにつけられている場合がありますのでご存じの方も多いことでしょう。

包装品の多くは調理加工されたものであるため加工の段階で失われたビタミン類をおぎなって売るという例がたくさんあります。また、失われた栄養だけでなくはじめよりも栄養をたかめて売る場合も少なくありません。

このように手を入れたものを強化食、または強化食品とよんでいます。

そして厚生省の許可基準にしたがって、ビタミンやカルシウムを食品の中に強化したものを特殊栄養食品とよんでいます

なお、このマークのあるものは添加されている栄養素の種類なども表示されています。

おもなものに強化米、強化麦、強化みそ、ジュース、くだもの、かん詰しょう油、インスタントラーメン、乳児用食品、（ビスケット、ミルクなど）姙産婦、病人用食品などがあります。

グッド・デザイン・マーク

グッド・デザイン・マーク…食器、器具などに

このマークは比較的新しいものです。

通産省の意匠審議会が選んだ商品につけるもので、その選定基準は①性能と形がうまく融合していること。②独創性をもっていて美的感覚のあるもの。③大量生産ができるもの。④科学技術に立脚していること、などとなっています。

現在までに五百余種類が選ばれていますが、私たちに関係の深いものにミシン、テープレコーダー、ステレオ、ラジオ、照明器具、陶磁器、漆品アルミ製品、なべ、湯わかし類などがあります。

品質表示マークの記事は、貯蓄増強中央委員会発行のくらしのちえから抜すいしたものです。

消費税さがる

八月一日から、旅館、料理店などの料理飲食等消費税が軽減されることになりました。

改正された免税点引上げ内容は次のとおりです。

	改正内容	免税点 改正	免税点 現行
1	旅館の宿泊およびこれに伴う飲食（1泊2食1人）	1,200円	1,000円
2	飲食店・喫茶店等ただし遊興を伴うものは免税点の適用はない	600円	500円
3	デパートの食堂のように食券を売る店、1品の価格	300円	250円

なお一定の要件をそなえ「奉仕料控除の適用を受ける場所」として知事が指定した店については奉仕料は課税されません。ただし、この場合、遊興を伴う飲食やその他の利用行為にかかる奉仕料は課税される料金から控除することができません。

詳しいことは新津財務事務所に照会してください。